

(附則)

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十七年六月一日から施行する。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正)
に改正する。

別表第三の一の項中「第一条第七項」を「第一条第十一項」に改める。

環境大臣 小池百合子

内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法施行令をこのに公布する。

御名 御璽

平成十七年五月二十七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第二百九十号

独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法施行令

内閣は、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法(平成十七年法律第二十六号)第五条第六項、第十七条第四項並びに附則第一条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

1 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法(以下「法」という。)第五条第五項の評価委員は、必要の都度、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する。

一 内閣府の職員 一人
二 財務省の職員 一人
三 文部科学省の職員 一人

四 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構(以下「機構」という。)の役員 一人

五 学識経験のある者 一人

六 法第五条第五項の規定による評価は、同項の評価委員の過半数の一致によるものとする。

七 法第五条第五項の規定による評価に関する庶務は、内閣府沖縄振興局総務課において処理する。

(附則)

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条から第十三条までの規定は、平成十七年九月一日から施行する。

(機構の成立の時において承継される権利及び義務)

第二条 法附則第一条第一項に規定する政令で定める権利及び義務は、次に掲げる権利及び義務とする。

一 内閣総理大臣の所管に属する土地、建物及び工作物(その土地に定着する物及びその建物に附属する工作物を含む。次条第一号において「土地等」という。)のうち内閣総理大臣が財務大臣に協議して指定するものに関する権利及び義務

二 内閣総理大臣の所管に属する物品のうち内閣総理大臣が指定するものに関する権利及び義務

三 機構の業務の準備に関し国が有する権利及び義務のうち前一号に掲げるもの以外のものであつて、内閣総理大臣が指定するもの

(権利及び義務の承継の際出資があつたものとされる財産)

第三条 法附則第二条第一項に規定する政令で定める財産は、次に掲げる財産とする。

一 前条第一号の規定により指定された土地等

二 前条第三号の規定により指定された権利に係る財産のうち内閣総理大臣が指定するもの

(評価に関する規定の準用)

第四条 本則の規定は、法附則第一条第三項の評価委員その他評価について準用する。この場合において、本則第一項中「必要な都度、次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者」と、同項第四号中の「役員」とあるのは、「役員(機構が成立するまでの間は、機構に係る独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第十五条第一項の設立委員)」と読み替えるものとする。

(地方財政再建促進特別措置法施行令及び官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令の一部改正)

第五条 次に掲げる政令の規定中「及び独立行政法人医薬基盤研究所」を「独立行政法人医薬基盤研究所及び独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構」に改める。

一 地方財政再建促進特別措置法施行令(昭和三十一年政令第二百三十三号)第十二条の二

二 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律施行令(昭和四十一年政令第二百四十八号)第二条第一号

(国家公務員共済組合法施行令の一部改正)

第六条 国家公務員共済組合法施行令(昭和三十三年政令第二百七号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項に次の二号を加える。

九十八 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

四十三条第二項に次の二号を加える。

六十五 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行令等の一部改正)

第七条 次に掲げる政令の規定中「独立行政法人宇宙航空研究開発機構」の下に「独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構」を加える。

一 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和三十五年政令第二百九十一号)別表第一第二号

二 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第二百五十一号)附則第二項第一号

三 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第一条第二項の法人を定める政令(平成十一年政令第二百五十六号)第一号

四 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令(平成十三年政令第三十四号)第一条第二号

(地方公務員等共済組合法施行令の一部改正)

第八条 地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十一号)の一部を次のように改正する。

三十九条第五号中「及び株式会社産業再生機構」を「株式会社産業再生機構及び独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構」に改める。

(大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正)

第九条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令(平成十年政令第二百六十五号)の一部を次のように改正する。

別表第二第一号を同表第一号の一とし、同表に第一号として次の二号を加える。

一 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構